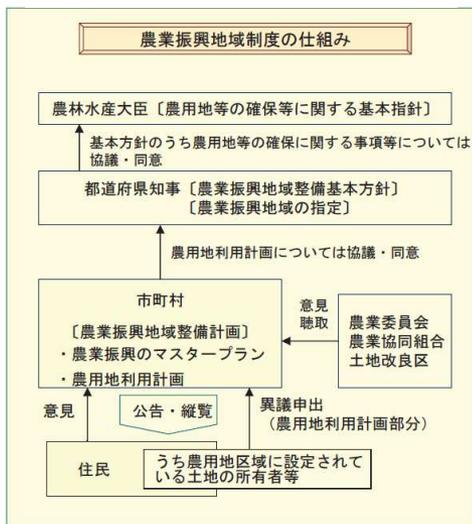


1. 改正農振法の概要

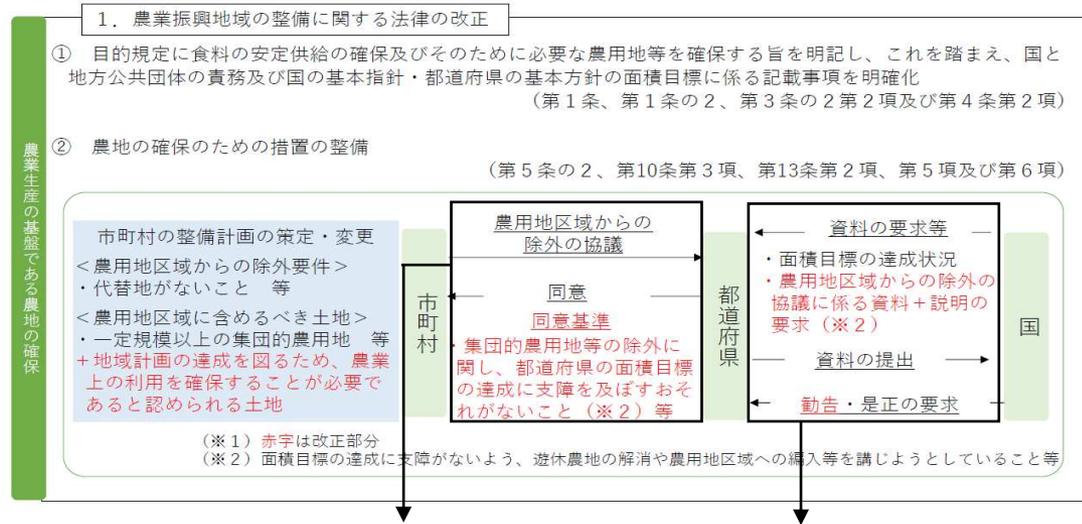
- 令和6年通常国会において農業振興地域の整備に関する法律が改正され、国民に対する食料の安定供給を確保するため、国及び都道府県において確保すべき農用地の面積の目標達成に向けた措置が強化された。
- 具体的には、都道府県は市町村から農用区域からの農用地の除外に係る協議があった場合、当該都道府県の面積目標の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるときに限り同意することができるとされた。

《農振制度のイメージ》



- 国指針に基づき、都道府県が基本方針で農用地の面積目標を設定（都道府県基本方針の変更には国の同意が必要）
- 面積目標は、過去5年間の趨勢と都道府県が独自で考慮すべき事由等により設定
- 市町村は農用地利用計画を作成し、農用区域からの除外等による同計画の変更には都道府県知事の同意が必要

《農用区域からの除外協議の流れ》



農用地の面積が面積目標より下回っている場合には、市町村は、影響緩和措置（農用区域への編入、遊休農地の解消、農地の造成等）も併せて作成し都道府県と協議

都道府県が市町村と除外協議を行う時ではなく事後（年1回）に都道府県が国に資料を提出。都道府県が不適切な取り扱いをした場合には、勧告・是正の対象となる

2. 法改正に伴う課題

課題1 都道府県による地域の実情を踏まえた主体的な農地面積目標の管理が困難

担い手の確保や高収益作物への転換などによる農地の有効活用や生産性の向上に資する取り組みの効果などを考慮せず、**農用地面積だけを基準として農用地区域の除外に係る同意が制限されることとされており、地域における土地利用の実情を踏まえた主体的な農地面積目標の設定や管理が制限。**

課題2 市町村による影響緩和措置作成に伴う業務増及び実効性ある影響緩和措置作成が困難

農用地区域からの除外に当たり**市町村は、実効性のある影響緩和措置を作成することとされている。**それに伴い、**市町村の業務が増加するとともに、面積規模が小さい市町村は代替地が無く、影響緩和措置の作成そのものが困難。**その場合には、**都道府県が他の市町村を含めて（不足分を）当該都道府県で調整することとされているが現実的に困難。**

3. 国への提案

我が国の食料安全保障を強化するため、食料供給の基盤である農地の確保及び適正かつ効率的な利用が重要である。その際、農地を含めた土地利用については、**地方が自らの意思と責任において主体的に判断すべきもの**であり、地域の実情に応じた土地利用を進めていくことが必要である。

については、

- ① 現在検討中の「農用地等の確保等に関する基本指針」などの作成にあたっては、地方自治体の意見を十分に聴取した上で、**地域の実態を反映したものとなること。**
- ② 農用地面積目標の取り扱いについては、**生産性の向上等を含む地域の実情を踏まえ、農業振興と地域振興のバランスを図る柔軟な対応が可能となるよう制度設計を行うこと。**